

「瀬戸内圏 FSC における特定家畜伝染病への対応方針」

－宮崎県で発生した口蹄疫への対応マニュアル－

2010年5月27日

瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター長

現在、宮崎県で多発している口蹄疫がどのように推移するのか、予測できない段階です。農場(圃場含む)では、偶蹄類(ブタ、ヒツジ、ヤギ、ウシ)を多数飼育しており、多くの学生や教職員が利用するだけでなく、不特定多数の学外者が来訪する教育研究施設であることから、適切な感染予防対策が求められています。そこで、以下のガイドラインを作成し、予防、衛生管理等を徹底することとしました。全ての関係者は、このガイドラインを遵守するようにしてください。なお、口蹄疫に限らず、他の伝染病に対する対応にも準用することとなります。

家畜の伝染病は一旦発生すると、甚大な被害を惹き起こすことから、関係者は率先して、日常的な感染防止に努めてください。

フェーズ 1. 発生が宮崎県内に限定されている場合

1) 消毒措置

- ・ 出入り口について、北側出入り口を閉鎖し、南側に限定する。
- ・ 南側入り口と畜舎地区入り口の道路に消石灰を散布する。
- ・ 消毒薬（塩化ジデシルジメチルアンモニウム製剤、パンパックス等）を畜舎出入り口で進入する車体に噴射する。
- ・ 全畜舎の入り口に踏込み用炭酸ナトリウム 4%液を置き、長靴を消毒する。
- ・ 消毒薬（炭酸ナトリウム、クリアキル、パンパックス）、消石灰を備蓄する。

2) 入場者への対応

- ・ 不要不急の来場者の入場は極力断る。
- ・ 宮崎県とその近辺に行った者は1週間以上、入場を禁止する。
- ・ 出入り業者を記録する。

3) 農場関係教職員・学生による他畜産関係施設への訪問等の制限

- ・ 関係者は宮崎県とその近辺へ行くことを自粛する。

フェーズ 2. 宮崎県以外の九州地域に拡大した場合

1) 消毒措置

- ・ フェーズ 1 の消毒に加えて、畜舎周囲に消石灰を散布する。
- ・ 炭酸ナトリウム 4%溶液を噴霧できる移動用簡易消毒器を常時使用できるようにする。
- ・ 畜舎に出入りする者の長靴は全て農場内に常備するものを使用し、出入り業者の長靴については、消毒して使用する。
- ・ 作業着は農場内にあるものを農場内で洗濯して着用する。作業着を持ち込む場合は、洗濯を済みの清潔なものとする。

2) 入場者への対応

- ・ 学外者，教養ゼミ等すべての見学を中止する。
- ・ 九州地方の畜産関係者の入場を禁止する。

3) 農場関係教職員・学生による他畜産関係施設への訪問等の制限

- ・ 九州地方への訪問を自粛する。
- ・ 畜産関連施設(広島県内の市場など)に行く場合，本農場内で使用する作業着，長靴等とは別のものを準備，着用する。

フェーズ3. 九州地域以外に拡大した場合

1) 消毒措置

- ・ フェーズ1および2の消毒に加え以下を実施する。
- ・ 南側入り口からの進入路に設置する消毒槽と噴霧器を用いて入場車両全車の全面消毒を行う(塩化ジデシルジメチルアンモニウム製剤0.01%溶液に水酸化ナトリウム0.05%添加)。
- ・ 消毒後洗車場(農機具庫横)にて消毒した車両を洗車する。

2) 来場者への対応

- ・ 農場での実習，授業の延期，または学部で実施する。
- ・ 直接的な関係者(農場関係教職員・学生，飼料運搬者，集乳者，獣医師・家畜保健衛生所員)以外は入場を制限(予め電話等での入場連絡要)する。
- ・ 購入物品の納品場所を学部とする。
- ・ 弁当等の農場内への配達を停止する。郵便は北側入り口のポストに入れてもらう。
- ・ 関係者を含む全員の出入りを記録する。

3) 農場関係教職員・学生による他畜産関係施設への訪問等の制限

- ・ 市場への出荷を停止する。
- ・ 病畜として緊急の処理が必要な場合は，家畜保健衛生所等と相談する。
- ・ 本農場以外のあらゆる畜産関連施設や畜産農家への出入りは原則，禁止とする。止むを得ず行く場合には，予めセンター長の許可を得る。
- ・ 畜産関係者，口蹄疫に感染する可能性のある動物(死体も含む)との接触のあった者は，1週間，本農場への入場を禁止する。

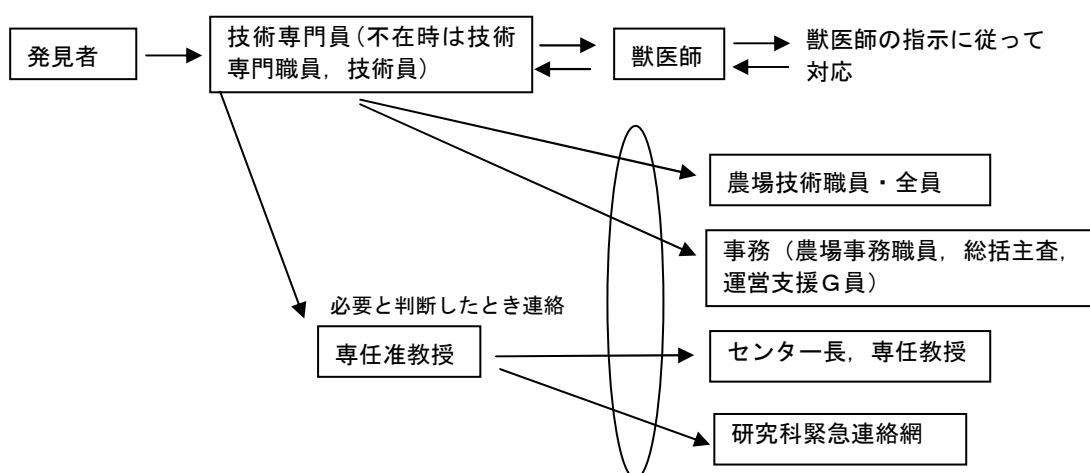
4) その他

- ・ 全飼育動物について，毎日，個体毎の観察結果(食欲，歩行，流涎など)を記録する。
- ・ すべての放牧を停止する。
- ・ すべての家畜の農場への出入りを禁止する。
- ・ 連絡網をカードにして農場関係教職員全員が常時保持する。
- ・ 圃場のヒツジ，ヤギを一時的に農場に移す。
- ・ 飼料の搬入，集乳等の必要な場合を除いて，すべての車両の畜舎地区への入場を禁止する。南側出入り口から入った車両は，別途設ける駐車場(下図)に駐車する。
- ・ フェーズ4-2)に備えて防護服を準備する。

フェーズ4. 本農場で口蹄疫様の症状が発生した場合

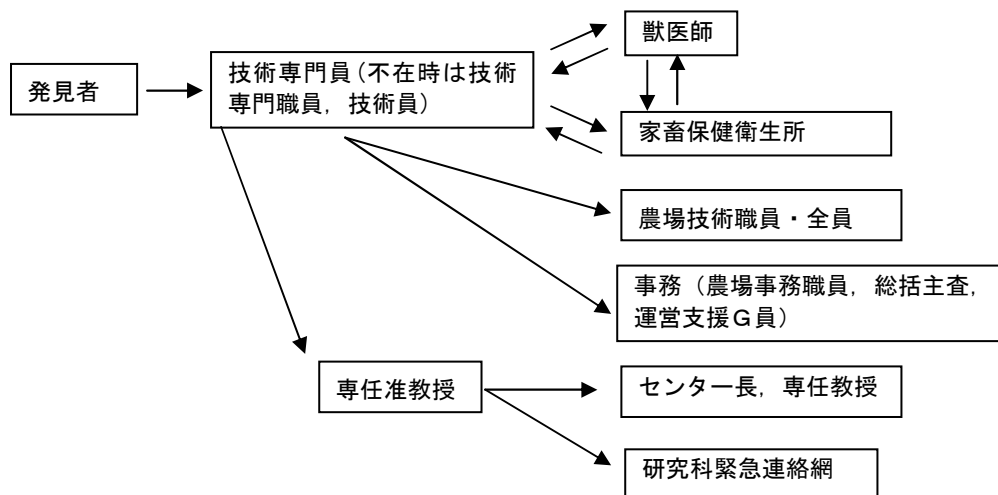
1) 観察時に食欲不振, 跛行, 多量の流涎, 下痢などの異常を発見した時

- ・ 症状を見つけ次第, ただちに体温を測定し, 技術専門員(不在時, 技術専門職員, 技術員, 3人とも不在時は専任准教授)に連絡する。
- ・ 連絡を受けた者が獣医師に連絡し, 獣医師の到着まで, 発見者は対象家畜を保定し, 観察を継続しながら他の者が近寄らないようにする。
- ・ 獣医師の診察後はその指示に従う。
- ・ 診察結果を, 専任准教授に連絡する(休日の場合でも必ず)と共に, 作業日誌に記録する。



2) 水泡など明らかな口蹄疫症状を発見した時

- ・ 水泡など口蹄疫が疑われる症状を発見した者(第一発見者)は, ただちに担当者の①技術専門員, ②専任准教授, ③技術専門職員, ④技術員の順で, いずれかに連絡する。
- ・ 最初の通報を受けた担当者(技術専門員, 技術専門職員, 技術員, 専任准教授)は, 直ぐに獣医師と家畜保健衛生所に連絡する。
- ・ 獣医師の到着まで, 第一発見者は対象家畜を保定し, 観察を継続しながら他の者が近寄らないようにする。
- ・ 技術専門員, 技術専門職員, 技術員, 専任准教授の誰とも連絡が取れない時は, 第一発見者が直接, 獣医師と家畜保健衛生所に連絡する。
- ・ 担当者は, 休日, 平日の如何にかかわらず, センター長, 専任教授, 農場技術職員全員に連絡する。
- ・ 獣医師・家畜保健衛生所の診察結果が得られ次第, 担当者及びセンター長から学内緊急連絡網を通して, 学内関係者に連絡する。
- ・ 以降は, 獣医師と家畜保健衛生所の指示に従って行動すると共に, 法人本部の指示に従う。
- ・ 農場内のすべての作業は防護服を着用して行う。
- ・ 全ての対応措置を記録しておく。



3) 口蹄疫が発生した場合

- ・ 対策本部を設置する。
- ・ 全て、家畜伝染病予防法等の法律と行政指示に従って対応する。

○ 留意事項

- * 各フェーズで定めた地域で1ヶ月以上発生が認められなかった場合、フェーズを1段階下げで対応するものとする。
- * 農場関係教職員とは、西条ステーション専任教職員，兼担教員，研究者をいう。農場を利用する学生もこれに準ずる。
- * ヤギ，ヒツジを実験用に飼育している圃場等での対応については、フェーズ1，2の段階は本ガイドラインに準じて対応し、フェーズ3以降では農場内に移動させて措置する。

○ 緊急要望事項について

現在ある自動噴霧装置は、車両タイヤ消毒が不完全で、かつ設置場所が畜舎に近いことから、日常的な伝染病予防対策としても不適切である。畜舎からできるだけ離れた道路上に、車両タイヤ消毒用消毒槽と噴霧装置の設置を要望する。併せて、畜舎から離れた場所での駐車場の整備を要望する。

